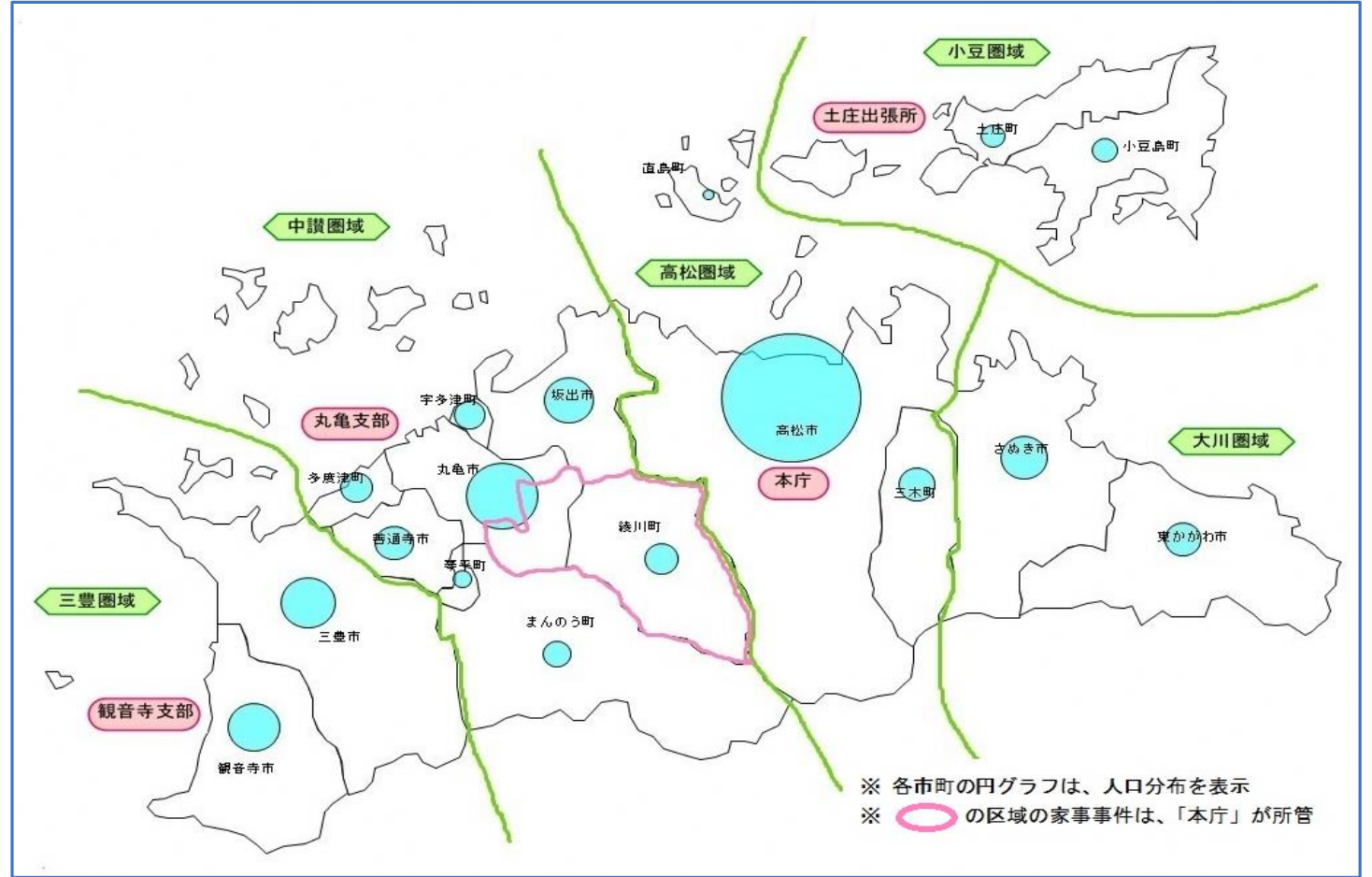


# 香川県における 権利擁護支援ネットワーク構築に向けた取組 (都道府県の役割と機能)

香川県社会福祉協議会 地域福祉課  
課長 十河 真子

# 1 香川県の概要

管内市町村数	8市9町
人口	973,116人
65歳以上の者人数 (高齢化率)	302,774人 (31.1%)
療育手帳の所持者数	7,837人
精神障害者保健福祉手帳 の所持者数	6,548人
成年後見制度の利用者数	1,942人
日常生活自立支援事業 の利用者数	642人
法人後見実施法人数 (うち市町社協数)	18法人 (15法人)
市民後見人の受任者数	11人



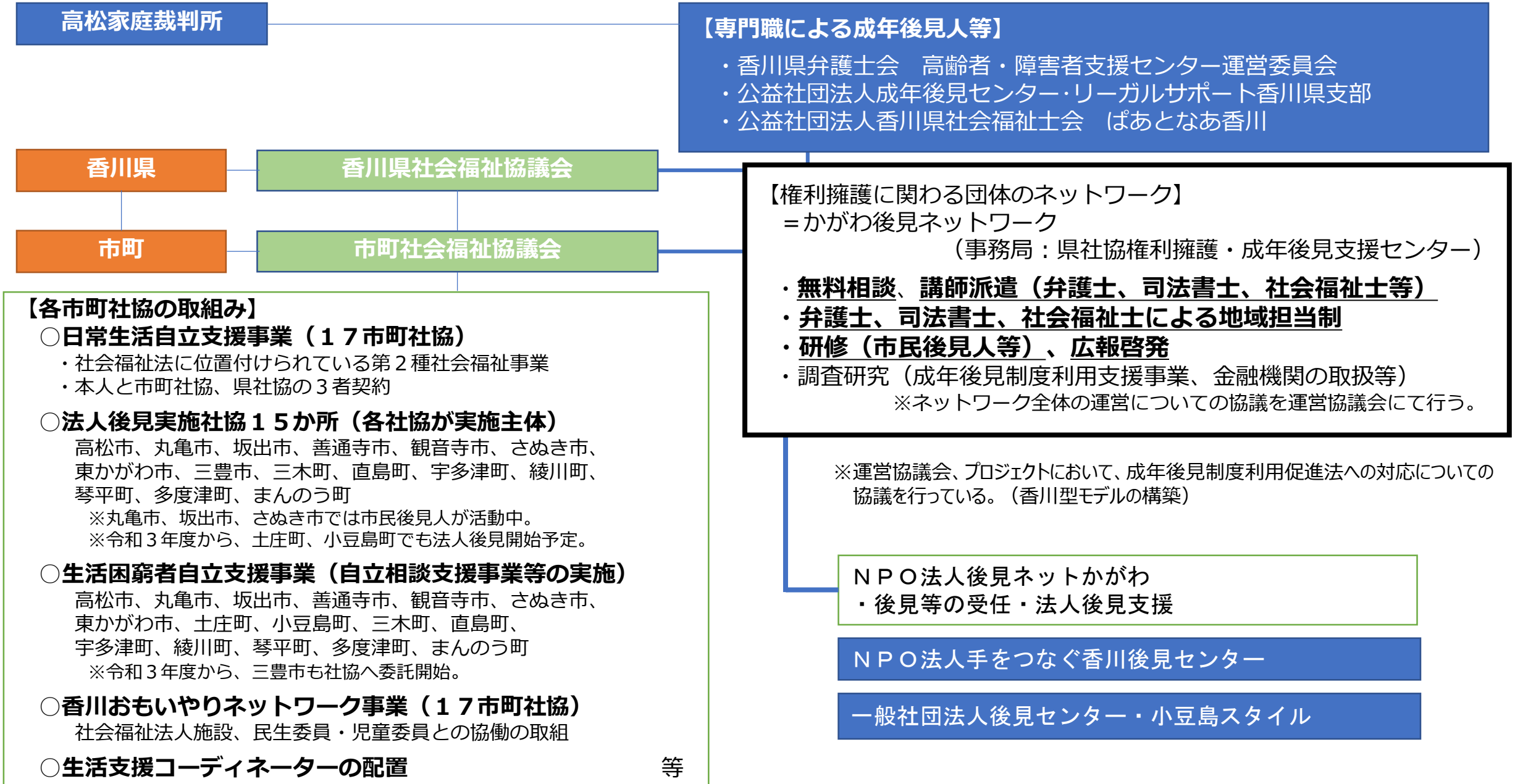
- ・県内総人口のうち、約44%が県庁所在地である高松市に集中しており、島しょ部、山間部及び高松以东の東讃地域においてより過疎化が進んでいる。
- ・広域的には、平成の大合併以前の旧市・郡の区域による圏域として、大川、小豆、高松、中讃、三豊の5圏域がある。
- ・高松家庭裁判所には、本庁のほか、丸亀支部、観音寺支部、土庄出張所がある。(管轄区域は、一部、5圏域と一致していない。)

※ 令和2年10月厚生労働省  
 「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」  
 における香川県回答より抜粋。  
 (統計上の数値とは異なる場合あり)

## 2 香川県内の市町における成年後見制度利用促進の取組状況

状況	実施時期	市町村計画の策定	中核機関の整備
策定・整備済み	平成30年度	三豊市	
	令和元年度	高松市、善通寺市、東かがわ市	丸亀市、三豊市
	令和2年度	丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、土庄町、小豆島町、宇多津町、綾川町、琴平町、まんのう町	坂出市、善通寺市、宇多津町、多度津町、高松市
	令和3年度		さぬき市、東かがわ市、綾川町、琴平町、まんのう町
未策定・整備	令和3年度中予定	三木町、直島町、多度津町	土庄町、小豆島町、三木町、直島町
	令和4年度予定		観音寺市

### 3 香川県内における権利擁護支援ネットワーク体制（現在） ※以下の資料は香川県社協作成



# 県・各市町の中核機関の機能のイメージ（香川県）

機能	各市町	圏域	県
	<b>基礎中核（市町が設置、委託可）</b> ※行政、包括、社協との連携	<b>支える中核（かがわ後見ネットワーク（事務局 県社協））</b> ※行政、社協、専門職団体等との連携	
広報	○広報 ○ニーズ調査 ○発見・見守り、声かけ		○広報 ・ 講演会等の開催・パンフレット等の作成
相談	○相談		
利用促進	○ケース検討・サービス調整  ○後見利用の場合 ・市町長申立 ・本人申立、親族申立 ・適切な受任候補者の推薦	<p><b>役割① 専門職派遣に係る調整</b></p> <p>専門職の派遣</p> <p>専門職の相談、派遣</p> <p>福祉サービス等の利用 後見利用でない場合</p> <p>・日常生活自立支援事業 等</p> <p>専門職の派遣</p> <p>※継続した関わり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例の相談会開催時に専門職の参加</li> <li>・ ケース会議等への参加、助言等</li> <li>・ 必要に応じて専門職による申立相談（市町長申立、本人・親族申立について代行ではなく、申立相談。2回程度を想定）</li> <li>・ 適切な受任候補者についての協議の場への参加</li> <li>・ 市民後見人等の調整（広域の調整が必要な場合、バンク（仮）による調整）</li> </ul>
後見人支援	○後見人等への支援	専門職の相談、派遣	（市民後見人等のフォローアップを含めて） （定期的な相談会等に専門職の参加） 法人後見支援
運営 ※現時点でのイメージ	○基礎中核の運営に関する協議（仮）（定期的） ○市町内での権利擁護ネットワーク構築（仮）（協議会等・年1回程度）	<b>役割③ 中核機関等運営支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支える中核運営協議会（仮）（年4回程度）</li> <li>○権利擁護関係機関連絡会議（仮）（年1回程度） ※金融機関、医療機関を含める。</li> <li>○法人後見等連絡会（仮）</li> <li>○地域包括支援センター連絡会（仮）...権利擁護に関する</li> <li>○中核機関連絡会議（仮）</li> <li>○未成年後見サポート（仮）</li> </ul>
研修 ※現時点でのイメージ	○市民後見人等人材養成研修	<b>役割② 研修会等の開催</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町長申立実務に関する研修（仮）（基礎編・応用編）</li> <li>○市民後見等人材養成研修（県域及び圏域）</li> <li>○専門職の講師派遣</li> <li>○他、成年後見制度に関する研修</li> </ul>

## 4 都道府県社協の役割と考えていること

- 「支える中核」として、各市町の実践につながる全県的な仕組みやネットワークを協議して作り、地域で活用できるようにつないでいくこと。（またその改善）

※県社協単独ではなく、多職種・団体、市町社協、行政との協働の取組として進める。  
（県社協としてのプラットフォーム機能、ネットワーク機能）

※かがわ後見ネットワークの令和3年度の取組みのテーマ「忖度よりも他者配慮」

- 複数の市町での共同の取組に向けた調整

※現在、2圏域で取組に向けた協議を実施

- 人材育成のための研修等の実施

- 情報共有の場をつくること

- 情報収集、情報発信

- 県社協は県から事業委託を受け、上記取組を実施  
（成年後見制度普及啓発事業（障害）、成年後見制度利用促進体制整備事業（高齢）、市民後見人養成事業（高齢））
- 各市町への情報提供、調査や研修の案内等は、県が対応。  
県担当者も県全体、各圏域での協議の場に参加したり、市町への個別訪問を実施。

## <課題として>

- （基本的に）個別支援に関わらない都道府県社協が地域のニーズや課題をどうキャッチするか。  
（必要な仕組みやネットワークなどをどう把握するか。）
- 財源的な支援が難しい中で、市町が取組の必要性を感じ取組んでいくことにどう関わるか。
- 行政同士（県・市町）、社協同士（県社協・市町社協）、行政と社協（県と県社協、市町と市町社協）の関係性にどう働きかけるか。

## 5 特定非営利活動法人後見ネットかがわの活動について①

- 設 立 平成25年3月
- 理事長 松本タミ弁護士
- 会 員 個人（弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職等） ・  
団体（市町社会福祉協議会、社会福祉法人施設等）
- 目 的 高齢者、障害者等の権利擁護の推進を目的として、多様なネットワークを活かして、成年後見制度の活用・利用促進と啓発を行うことにより、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献すること。
- 受任件数 58件（令和3年3月1日時点）

類型	人数
後 見	18
保 佐	25
補 助	3
未成年	9※
未成年後見監督人	3

※内、児童相談所長申立て6



## 5 特定非営利活動法人後見ネットかがわの活動について②

### <法人としての考え方>

- 県社協の法人後見ではなく、専門職個人と社協等が設立した法人での後見の実施。
- 受任する事案について
  - ・福祉や法律などの多様な関わりが必要な場合
  - ・本人だけではなく、世帯全体への関わりが必要な場合
    - 個人が単独で受任することが難しい事案
    - チームで対応できる仕組みへ
    - 法人で受任することにより、継続的な関わりができるように。
  - ・本人の資産の状況や誰が申し立てたかは問わない。
- 法人後見の受任から見えてきた課題を明らかにしていく
  - 次の仕組みにつなげていく。地域につないでいく。（地元の市町社協との協働）
  - 様々な事業とつながって本人やその世帯に関わる。  
（生活困窮、おもいやりネットワーク、ボランティア等）
- 理事長の言葉・・・「人は地域で生きている」、「人は最期まで人として存在する」

## 6 県社協として今後に向けた課題

- 成年後見制度以外の権利擁護支援の充実
- 日常生活自立支援事業の充実
- 子どもの権利に関すること（未成年後見等）
- 担い手の確保
- 財源（成年後見、日常生活自立支援事業）
  - 県全体で寄付金等を活用した財源づくりの必要性  
（地域の中でお金が循環する仕組みづくり）
- 県社協の体制整備

# 香川県社協としての今後の取組み

県社協地区担当制や他の事業等と連携・協働し、各市町の状況に応じたネットワークを構築する。

## 居住支援ネットワーク

身元保証  
(住居、医療、施設、就職等)

成年後見制度利用促進

再犯の防止等の推進  
(福祉的支援を必要とする方の  
社会復帰支援)

## 地域の権利擁護ネットワーク

## 人材確保のネットワーク

新たな住宅セーフティネット制度  
(居住支援法人の指定)

**県社協としてのプラットフォーム**  
・ネットワーク機能  
**香川おもいやりネットワーク**

**地域共生社会の実現に  
向けた取組み  
= 重層的な支援体制**

- ・福祉人材センターの取組
- ・福祉(専門職)の人材育成・確保、連携
- ・地域の担い手の養成(後見支援員等)

## 災害支援ネットワーク

- ・災害福祉支援ネットワーク構築事業  
(経営協との協働)
- ・災害時の福祉支援体制整の整備  
(国のガイドライン)

- ・子ども・子育て支援  
(子どもの未来応援ネットワーク事業)
- ・食を通じた地域の居場所づくり  
(子ども食堂支援、フードバンク活動)

## 子ども・子育て支援ネットワーク